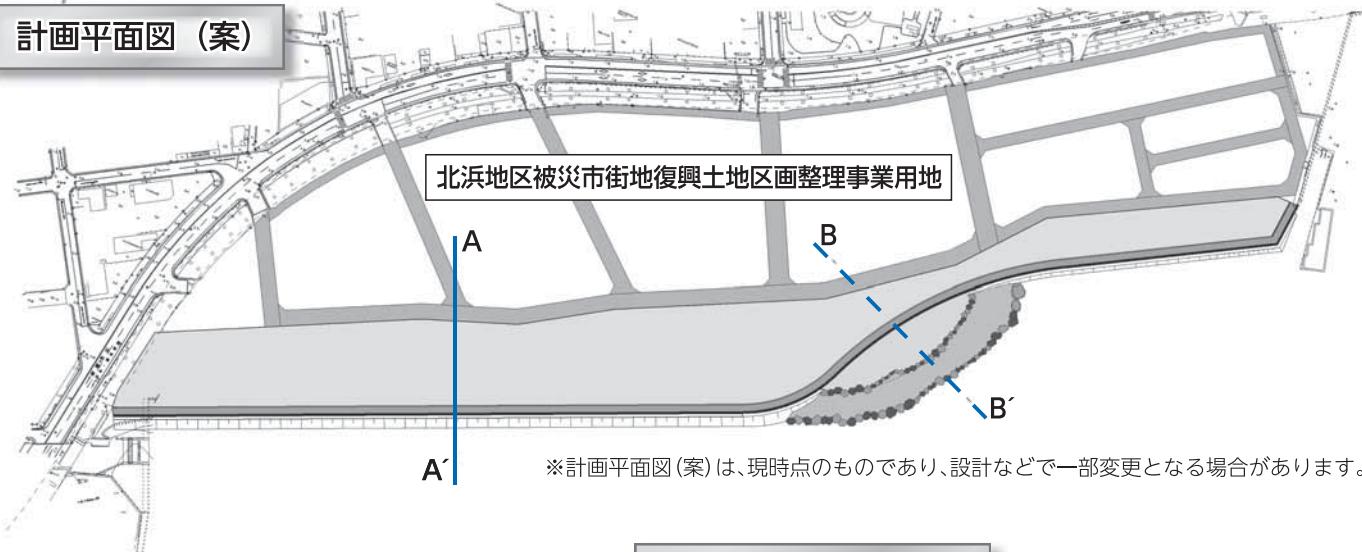


震災の教訓を踏まえた北浜緑地護岸整備が進んでいます

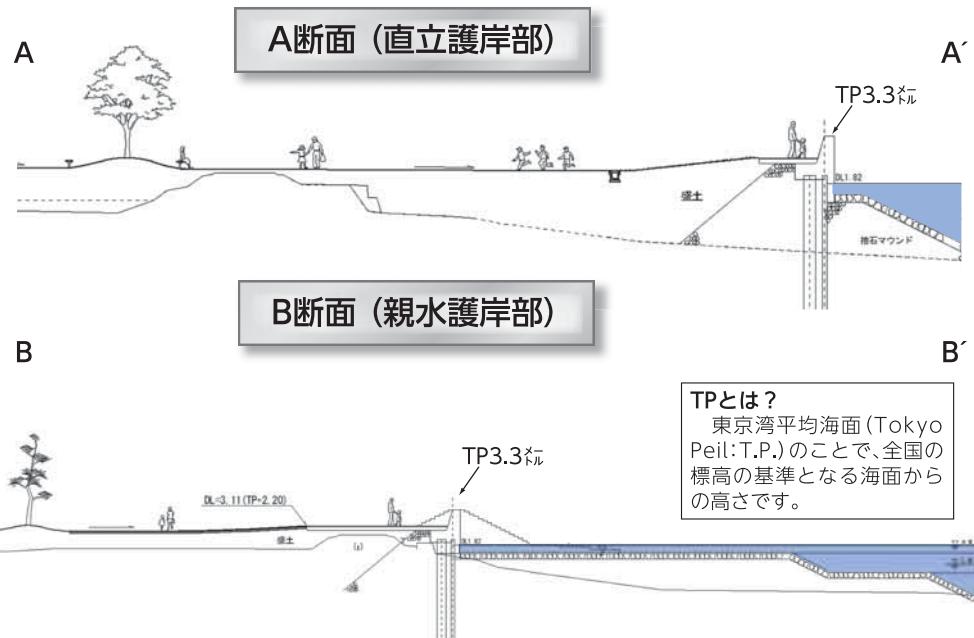
これまで、県が取り組んできた北浜緑地護岸整備の計画平面図（案）が、東日本大震災の教訓を踏まえた地域の要望や市民フォーラムの意見などが反映されたものとして、改めて示されました。

計画平面図（案）



整備内容は、直立護岸堤による津波対策や護岸の沈下対策を施すほか、海水の浸潤防止のための検証も重ね、防災・安全面を重視した上で、護岸の一部に親水機能を有した空間を設けるなどの環境・利用面にも配慮したものとなっています。

現在、県が詳細設計の最終調整を行っており、特に安全対策ともなる護岸については、27年度中の完成を目指しています。



税制上の特例が適用される復興特区を設定して1年が経過しました

「民間投資促進特区（ものづくり産業版）」と「千賀の浦観光推進特区」のふたつの区域を設定して1年が経過しました。

対象業種の事業者が、平成28年3月31日までの間に指定を受け、それぞれの特区の集積区域で復興に寄与する事業（新規設備投資や被災者雇用など）を行うと、国や地方の税制上の特例が受けられます。

主な内容としては、「新たに取得した事業用設備等の特別償却または税額控除」や「雇用にかかる法人税の特別控除」が適用されます。特に、新たに事業用設備などの特別償却または税額控除の適用を受ける場合、導入前に指定される必要がありますのでご注意ください。

なお、本制度の詳細については、市のホームページでも確認できます。

HPアドレス <http://www.city.shiogama.miagi.jp/seisaku/fukko/tokku/tokure.html>